

鹿屋市告示第 139 号

かのやで暮らす移住応援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

かのやで暮らす移住応援金交付要綱の一部を改正する要綱

かのやで暮らす移住応援金交付要綱（令和 7 年鹿屋市告示第139号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条第 3 項第 3 号中「鹿児島県内」を「鹿屋市内」に改め、同条第 8 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削る。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) 申請者及びその世帯員が 3 年以上鹿児島県外に居住していたことが分かるものの

第 5 条第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

かのやで暮らす移住応援金交付申請書

かのやで暮らす移住応援金の交付を受けたいので、かのやで暮らす移住応援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		連絡先	
申請者名		メール	
住 所			
前住所			
移住する 世帯員	氏名	続 柄	生年月日
		本人	年 月 日（ 歳）
			年 月 日（ 歳）
			年 月 日（ 歳）
			年 月 日（ 歳）
			年 月 日（ 歳）

2 移住応援金の内容（該当する項目に○を付け、必要事項を記入。）

支給要件	単身者 / 2人以上の世帯		
就業形態	就業 / 起業 / テレワーク		
勤務先名称		業種	
勤務先住所			
所属企業に出勤する頻度 （テレワークの場合に限る）	月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）		

3 申請額

内 訳	選 択	区 分	金 額
		単 身 世 帯（10万円）	万円
		2人以上の世帯（20万円）	万円
		18歳未満の世帯員（ 人×30万円）	万円
		合 計（上限100万円）	万円

4 各種確認及び同意事項（該当する項目に○を付けてください。）

項 目	区 分
申請日から5年以上継続して鹿屋市に居住し、かつ就業・起業する意思について	意思がある / 意思がない
申請者を含む世帯員の全てが、暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないことについて	該当する / 該当しない
この補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、市が申請者の戸籍、住民登録の調査をすることについて	同意する / 同意しない

添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (2) 写真付き身分証明書の写し
- (3) 申請者及びその世帯員が3年以上鹿児島県外に居住していたことが分かるもの
- (4) 申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものの写し
- (5) 就業している方は就業証明書（別記第3号様式）
- (6) 長期研修後に鹿児島県内で農林水産業に就業した方は長期研修を修了したことの分かる書類の写し
- (7) 起業に関する要件を満たすことが分かる書類（市が発行する認定特定創業支援等事業の証明書、登記事項証明書、開業届等）
- (8) 申請者が要綱第3条第5項に規定する事業承継に関する要件を満たす場合は、公的証明書又はその写し（登記事項証明書、開業届、事業譲渡契約書等）
- (9) その他、市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

誓約書兼同意書

鹿屋市長 様

このたび、かのやで暮らす移住応援金を申請するに当たり、次のとおり誓約し同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住応援金の申請日から５年以上、継続して鹿屋市に居住します。
- (2) 以下に該当する場合は、かのやで暮らす移住応援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住応援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住応援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 要綱第９条の規定による報告又は立入調査を正当な理由なく拒んだ場合：全額
 - ウ 移住応援金を申請した日から３年以内の間に鹿屋市から転出した場合：全額
 - エ 移住応援金を申請した日から１年以内の間に離職（第３条第３項第１号に規定する就職をした者に限る。）した場合：全額
 - オ 移住応援金を申請した日から３年以上５年以内の間に鹿屋市から転出した場合：半額
- (3) 世帯の構成員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 要綱第3条第2項8号の規定による要件について確認するために、鹿屋市が滞納状況の照会を行うことに同意します。
- (2) 誓約事項の遵守について確認するために、鹿屋市が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- (3) 要綱第9条の規定による報告及び立ち入り検査について、鹿屋市から求められた場合にはそれに応じます。

年 月 日

申請者名

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。